

第47回インターネット消費者取引連絡会 消費生活相談の動向について (テーマ：クリエイターエコノミー関連サービス)

(2017年度以降受付、2022年12月2日までのPIO-NET登録情報を基に消費者庁で作成)

(注) PIO-NET (パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。

2022年12月23日
新未来創造戦略本部

「クリエイターエコノミー関連サービス」に関する 消費生活相談の状況（相談事例）

【事例 1】

クラウドファンディングの仲介サイトに登録し商品開発業者に支援金を支払うが開発終了後の返礼品が届かず仲介サイトも何もしない。

【事例 2】

ネットで有料記事を1万円で購入したが、全く内容のない記事で価値がない。1万円を返金してほしいが事業者と連絡が取れない。

【事例 3】

ネットの投稿サイトを利用して出品者から電子書籍を購入したが、出品者が規約に違反したことで、購入した内容が読めない。

【事例 4】

10代の息子が、両親のクレジットカードを無断に使用、スマホでライブ配信視聴アプリで高額課金。未成年者契約の取り消し可能か。